

株式交付に係る事後開示書類

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2025 年 11 月 7 日

株式会社 CAPITA

2025年11月7日

株式交付に係る事後開示書類

(会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づく開示事項)

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号

株式会社CAPITA

代表取締役 菊池 正俊 印

当社は、2025年9月30日付で作成した株式交付計画に基づき、2025年11月7日を効力発生日として、当社を株式交付親会社、バイオ・サイト・キャピタル株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行いました。

本株式交付に関する会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に定める開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2025年11月7日

2. 株式交付親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

(1) 会社法第816条の5の規定による請求に係る手続の経過

本株式交付は、会社法第816条の5ただし書に規定する場合（簡易株式交付）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第816条の6及び第816条の8の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第816条の6）

当社は、会社法第816条の6第3項及び第4項の規定に基づき、2025年10月17日付で、当社の株主に対し、本株式交付をする旨並びに対象会社の商号及び住所に係る公告を行いました。なお、本株式交付は、同条第1項ただし書に規定する場合（簡易株式交付）に該当するため、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はありませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第816条の8）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

普通株式 10,419 株

4. 株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

当社は、会社法第 816 条の 4 第 1 項本文の規定に基づき、本株式交付に係る株式交付計画について同法第 816 条の 3 第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずして本株式交付を行いました。なお、同法第 816 条の 4 第 2 項の規定に基づき本株式交付に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はありませんでした。

以上